

原子力発第21104号
令和3年 6月 3日

愛媛県知事
中村時広殿

四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員
長 井 啓 介

原子炉施設保安規定の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 変更の概要

- (1) 伊方発電所3号炉安全保護系ロジック盤取替に伴う変更
- (2) 記載の適正化

2. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。
- (2) この規定施行の際、使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については、安全保護系ロジック盤取替工事の計画に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更前・後の比較表

変更前	変更後	備考
<p>(計測および制御設備) 第33条 次の計測および制御設備は、表33-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(計測および制御設備) 第33条 次の計測および制御設備は、表33-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>本頁変更なし</p>

変更前

表33-2つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
13. 蒸気発生器水位低	計器スパンの11%以上	モード1および2	1基あたり4 ^{*21}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{*22}	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
14. タービントリップ	タービン非常しゃ断油压低	モード1 (P-7以上)	4 ^{*21}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{*22}	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
	主蒸気止め弁閉	モード1 (P-7以上)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
15. 非常用炉心冷却系作動	表33-3(2)の機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照	モード1および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
16. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋地下2階床(EL -4.5m) 190Gal以下	モード1および2	4 ^{*21}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{*22}	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
		原子炉建屋3階床(EL 24.0m) 390Gal以下		4 ^{*21}					
	垂直方向	原子炉補助建屋地下2階床(EL -4.5m) 90Gal以下	4 ^{*21}	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			

*21: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

*22: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

備考

表33-2つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項			
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
13. 蒸気発生器水位低	計器スパンの11%以上	モード1および2	1基あたり4 ^{*21}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{*22}	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期事業者 検査時	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間				1日に1回
14. タービントリップ	タービン非常しゃ断油圧低	モード1 (P-7以上)	4 ^{*21}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{*22}	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間				
	主蒸気止め弁閉	-	モード1 (P-7以上)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
15. 非常用炉心冷却系作動	表33-3の機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照	モード1および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間								
16. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋地下2階床(EL -4.5m) 190Gal以下	モード1および2	4 ^{*21}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{*22}	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
		原子炉建屋3階床(EL 24.0m) 390Gal以下	4 ^{*21}							
	垂直方向	原子炉補助建屋地下2階床(EL -4.5m) 90Gal以下	モード1および2	4 ^{*21}	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			

*21: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができ、この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

*22: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

記載の適正化

変更前

表33-3 工学的安全施設等作動計装

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数 条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 非常用炉心冷却系作動									
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	-	モード1, 2, 3および4	2系統 ^{※24}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
b. 手動起動	-	モード1, 2, 3および4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
c. 格納容器圧力高(高1)	0.034MPa[gage]以下	モード1, 2および3	4 ^{※25}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※26}	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			1日に1回
d. 原子炉圧力異常低	11.36MPa[gage]以上	モード1および2(P-6以上)	4 ^{※25}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※26}	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			1日に1回

※24: 原子炉保護系論理回路の機能確認時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

※25: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※26: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

備考

表33-3 工学的安全施設等作動計装

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 非常用炉心冷却系作動									
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	-	モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
b. 手動起動	-	モード1, 2, 3および4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
c. 格納容器圧力高(高1)	0.034MPa[gage]以下	モード1, 2および3	4 ^{※24}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※25}	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			1日に1回
d. 原子炉圧力異常低	11.36MPa[gage]以上	モード1および2(P-6以上)	4 ^{※24}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※25}	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			1日に1回

※24: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※25: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

安全保護系ロジック盤取替に伴う変更(以下、本頁において同じ)

変更前

表33-3つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項			
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	原子炉圧力低 12.04MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4※27	A. 1チャンネル パイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※28	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 ----- 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間				
	加圧器水位低 計器スパンの3%以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4※27	A. 1チャンネル パイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※28	6時間		設定値確認および機能の確認を行う。 ----- 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間				
f. 主蒸気ライン圧力低	3.35MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	主蒸気ライン毎に 4※27	A. 1チャンネル パイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※28	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 ----- 動作不能でないことを指示値により確認する。		定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間				

※27: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができ
る。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※28: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行う
ことができる。

変更後

備考

表33-3つづき

機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
						要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	原子炉圧力低	12.04MPa[gage]以上	モード1, 2および3 (P-11以上)	4※26	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※27	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 ----- 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時	計装計画課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
	加圧器水位低	計器スパンの3%以上	モード1, 2および3 (P-11以上)	4※26	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※27	6時間			
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
f. 主蒸気ライン圧力低	3.35MPa[gage]以上	モード1, 2および3 (P-11以上)	主蒸気ライン毎に4※26	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※27	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 ----- 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間				

※26: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※27: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

安全保護系ロジック盤取替に伴う変更
(以下、本頁において同じ)

変更前

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数 条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
2. 原子炉格納容器スプレイ系作動									
a. 原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	-	モード1, 2, 3および4	2系統 ^{※29}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
b. 手動起動	-	モード1, 2, 3および4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
c. 格納容器圧力異常高(高3)	0.136MPa[gage]以下	モード1, 2および3	4 ^{※30}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※31}	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			1日に1回 当直長

※29: 原子炉保護系論理回路の機能確認時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

※30: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※31: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

備考

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数 条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
2. 原子炉格納容器スプレイ系作動									
a. 原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	-	モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
b. 手動起動	-	モード1, 2, 3および4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
c. 格納容器圧力異常高(高3)	0.136MPa[gage]以下	モード1, 2および3	4 ^{※28}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※29}	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			1日に1回 当直長

※28: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※29: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

安全保護系ロジック盤取替に伴う変更(以下、本頁において同じ)

変更前

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
3. 原子炉格納容器隔離									
a. 格納容器隔離A									
(1) 格納容器隔離A 作動論理回路	-	モード1, 2, 3および 4	※3.2 2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2) 手動起動	-	モード1, 2, 3および 4	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照								
b. 格納容器隔離B									
(1) 格納容器隔離B 作動論理回路	-	モード1, 2, 3および 4	※3.2 2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2) 手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照								
(3) 格納容器圧力異常高 (高3)	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 c. 格納容器圧力異 常高(高3)を参照								

※32: 原子炉保護系論理回路の機能確認時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

変更後

備考

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数 条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
3. 原子炉格納容器隔離									
a. 格納容器隔離A									
(1) 格納容器隔離A 作動論理回路	-	モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1系統が動作 不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2) 手動起動	-	モード1, 2, 3および 4	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照								
b. 格納容器隔離B									
(1) 格納容器隔離B 作動論理回路	-	モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1系統が動作 不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2) 手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照								
(3) 格納容器圧力異常高 (高3)	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 c. 格納容器圧力異 常高(高3)を参照								

安全保護系ロジック
盤取替に伴う変更
(以下、本頁におい
て同じ)

変更前

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離									
(1) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離作動論理回路	—	モード1, 2, 3および4	※3.3 2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
(2) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離	格納容器隔離A 6.6kV非常用母線電圧低	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照 定格電圧の64.7%以上	モード1, 2, 3および4 1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	設定値確認を実施する。 機能の確認を行う。	定期事業者 検査時 定期事業者 検査時	電気計画課長 計装計画課長
d. 格納容器換気系隔離									
(1) 格納容器換気系隔離作動論理回路	—	モード1, 2, 3および4	※3.3 2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
(2) 手動起動	原子炉格納容器スプレイ系手動起動 格納容器隔離A手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照 機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2)手動起動			動を参照				
(3) 非常用炉心冷却系作動		機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照							

※33: 原子炉保護系論理回路の機能確認時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

変更後

備考

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離									
(1) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離作動論理回路	—	モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
(2) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離	格納容器隔離A 6.6kV非常用母線電圧低	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照 定格電圧の64.7%以上	モード1, 2, 3および4 1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	設定値確認を実施する。 機能の確認を行う。	定期事業者 検査時 定期事業者 検査時	電気計画課長 計装計画課長
d. 格納容器換気系隔離									
(1) 格納容器換気系隔離作動論理回路	—	モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
(2) 手動起動	原子炉格納容器スプレイ系手動起動 格納容器隔離A手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照 機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2)手動起動			動を参照				
(3) 非常用炉心冷却系作動		機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照							

安全保護系ロジック盤取替に伴う変更
(以下、本頁において同じ)

変更前

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
4. 主蒸気ライン隔離									
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	-	モード1, 2 および3 ただし, 全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	2 ^{※34} 系統	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は, 当該系統を動作可能な状態にする。ただし, 残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ, 作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間			
b. 手動起動	-	モード1, 2 および3 ただし, 全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間			
c. 格納容器圧力異常高(高2)	0.092MPa [gage]以下	モード1, 2 および3 ただし, 全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	4 ^{※35}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※36}	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間			動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直長
d. 主蒸気ライン圧力低	3.35MPa [gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上) ただし, 全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に4 ^{※35}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※36}	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間			動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直長

※34: 原子炉保護系論理回路の機能確認時においては, 残り1系統が動作可能であることを条件に, 2時間に限り, 1系統をバイパスすることができる。この場合, バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

※35: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に, 1チャンネルをバイパスすることができる。この場合, バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※36: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に, 1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

備考

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
4. 主蒸気ライン隔離									
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	-	モード1, 2 および3 ただし, 全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は, 当該系統を動作可能な状態にする。ただし, 残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ, 作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間			
b. 手動起動	-	モード1, 2 および3 ただし, 全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間			
c. 格納容器圧力異常高(高2)	0.092MPa[gage]以下	モード1, 2 および3 ただし, 全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	4 ^{※30}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※31}	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間			動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回
d. 主蒸気ライン圧力低	3.35MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上) ただし, 全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に4 ^{※30}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※31}	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間			動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回

※30: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に, 1チャンネルをバイパスすることができない。この場合, バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※31: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に, 1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

安全保護系ロジック盤取替に伴う変更(以下, 本頁において同じ)

変更前

表33-3つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
e. 主蒸気ライン圧力減少率高	-0.87MPa以上	モード3 (P-11未満) ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に4 ^{※37}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※38}	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			

※37: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができない。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※38: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

備考

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
e. 主蒸気ライン圧力減少率高	-0.87MPa以上	モード3 (P-11未満) ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に4 ^{※32}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※33}	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
					B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			

※32：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※33：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

安全保護系ロジック盤取替に伴う変更
(以下、本頁において同じ)

変更前

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項			
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
5. 主給水隔離										
a. 主給水隔離作動論理回路	-	モード1, 2および3 ただし, 主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	※39 2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は, 当該系統を動作可能な状態にする。ただし, 残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ, 作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間				
b. 蒸気発生器水位異常高	狭域水位計の75.5%以下	モード1, 2および3 ただし, 主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	1基あたり4※40	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。※41	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間				1日に1回
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照									
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	289.75℃以上	モード1, 2および3 ただし, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	4※40	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。※41	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時	計装計画課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間			
	原子炉トリップ	表33-2 原子炉保護系計装を参照								

※39: 原子炉保護系論理回路の機能確認時においては, 残り1系統が動作可能であることを条件に, 2時間に限り, 1系統をバイパスすることができる。この場合, バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

※40: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に, 1チャンネルをバイパスすることができる。この場合, バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※41: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に, 1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

備考

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
5. 主給水隔離									
a. 主給水隔離作動論理回路	—	モード1, 2 および3 ただし, 主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は, 当該系統を動作可能な状態にする。ただし, 残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ, 作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	6時間 12時間 36時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
b. 蒸気発生器水位異常高	狭域水位計の 75.5%以下	モード1, 2 および3 ただし, 主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	1基あたり 4※34	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。※35 B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照								
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	289.75℃以上	モード1, 2 および3 ただし, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	4※34 A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。※35 B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長
	原子炉トリップ	表33-2 原子炉保護系計装を参照							

※34: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に, 1チャンネルをバイパスすることができる。この場合, バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※35: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に, 1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

安全保護系ロジック盤取替に伴う変更(以下, 本頁において同じ)

変更前

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 $9.1 \times 10^{-11} \sim 1.1 \times 10^{-10}$ A	モード1 および2 (P-6以上)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※42	A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
b. P-11	加圧器圧力 13.73±0.03MPa[gage]	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			

※42：表33-3のインターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により、関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下、本条において同じ。）

変更後

備考

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 9.1×10 ⁻¹¹ ～ 1.1×10 ⁻¹⁰ A	モード1 および2 (P-6以上)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※36	A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
b. P-11	加圧器圧力 13.73±0.03MPa[gage]	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			

※36：表33-3のインターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により、関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下、本条において同じ。）

安全保護系ロジック盤取替に伴う変更
(以下、本頁において同じ)

変更前

表33-4 事故時監視計装

項目	機能	所要チャンネル数	適用モード	所要条件	チャンネル数を満足できない場合の措置		確認事項					
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当			
1次冷却系計装 ^{※43}	1次冷却材圧力	2	モード1, 2 および3	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長			
	加圧器水位	2										
	1次冷却材温度（広域）（高温側）	3		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに				動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	当直長
	1次冷却材温度（広域）（低温側）	3										
化学体積制御系計装 ^{※43}	ほう酸タンク水位	2	C. 1つの機能が動作不能である場合	C. 1 計装計画課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。または代替の監視手段を確保する。	10日	D. 1 当直長は、モード3にする。 および D. 2 当直長は、モード4にする。						
主蒸気および給水、補助給水計装 ^{※43}	主蒸気ライン圧力	主蒸気ライン毎に2										
	補助給水タンク水位	2	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合		12時間							
	蒸気発生器水位（広域）	3										
	蒸気発生器水位（狭域）	蒸気発生器毎に2										
補助給水流量	3											
燃料取替用水系計装 ^{※43}	燃料取替用水タンク水位	2										
原子炉格納容器関連計装 ^{※43}	格納容器再循環サンプ水位（広域）	2										
	格納容器再循環サンプ水位（狭域）	2										
	原子炉格納容器内圧力	2										
	原子炉格納容器内温度	2										
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニター（低レンジ）	2										
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニター（高レンジ）	2										
原子炉補機冷却系計装 ^{※43}	原子炉補機冷却水サージタンク水位	2										
制御用空気系計装	制御用空気圧力	2										
非常用炉心冷却系計装 ^{※43}	高压注入流量	2										
	低压注入流量	2										

※43：各計装が動作不能時は、第84条（表84-16）の運転上の制限も確認する。

変更後

備考

表33-4 事故時監視計装

項目	機能	所要チャンネル数	適用モード	所要条件	チャンネル数を満足できない場合の措置		確認事項					
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当			
1次冷却系計装 ^{※37}	1次冷却材圧力	2	モード1, 2 および3	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長			
	加圧器水位	2										
	1次冷却材温度（広域）（高温側）	3		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに				動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	当直長
	1次冷却材温度（広域）（低温側）	3										
化学体積制御系計装 ^{※37}	ほう酸タンク水位	2		C. 1つの機能が動作不能である場合	C. 1 計装計画課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。または代替の監視手段を確保する。	10日						
	主蒸気および給水、補助給水計装 ^{※37}	主蒸気ライン圧力										
		補助給水タンク水位								2		
		蒸気発生器水位（広域）								3		
		蒸気発生器水位（狭域）								蒸気発生器毎に2		
補助給水流量	3	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D. 1 当直長は、モード3にする。 および D. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間								
燃料取替用水系計装 ^{※37}	燃料取替用水タンク水位				2							
原子炉格納容器関連計装 ^{※37}	格納容器再循環サンプル水位（広域）	2										
	格納容器再循環サンプル水位（狭域）	2										
	原子炉格納容器内圧力	2										
	原子炉格納容器内温度	2										
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニター（低レンジ）	2										
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニター（高レンジ）	2										
原子炉補機冷却系計装 ^{※37}	原子炉補機冷却水サージタンク水位	2										
制御用空気系計装	制御用空気圧力	2										
非常用炉心冷却系計装 ^{※37}	高压注入流量	2										
	低压注入流量	2										

※37：各計装が動作不能時は、第84条（表84-16）の運転上の制限も確認する。

安全保護系ロジック盤取替に伴う変更（以下、本頁において同じ）

変更前

表33-6 中央制御室換気系隔離計装

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 中央制御室換気系隔離作動論理回路	-	モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 2系統が動作不能である場合	B.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	10日			
				C. モード1, 2, 3および4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D.2 当直長または安全技術課長は、照射済燃料の移動を中止する。 ^{※44}	速やかに 速やかに			
2. 手動起動	-	モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	10日			
				C. モード1, 2, 3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D.2 当直長または安全技術課長は、照射済燃料の移動を中止する。 ^{※44}	速やかに 速やかに			
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照								

※44: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

表33-6 中央制御室換気系隔離計装

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数 条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 中央制御室換気系隔離作動論理回路	-	モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 2系統が動作不能である場合	B. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	10日			
				C. モード1, 2, 3および4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D. 2 当直長または安全技術課長は、照射済燃料の移動を中止する。 ^{※38}	速やかに 速やかに			
2. 手動起動	-	モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	10日			
				C. モード1, 2, 3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D. 2 当直長または安全技術課長は、照射済燃料の移動を中止する。 ^{※38}	速やかに 速やかに			
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照								

※38: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

備考

安全保護系ロジック盤取替に伴う変更
(以下、本頁において同じ)

変更前

表33-7 中央制御室外原子炉停止装置

機能	適用モード	機能を 条件	満足できない場合の措置※45		確認事項		
			要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
ほう酸ポンプ	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長 および 計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード1, 2, 3および 4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長 および 計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
余熱除去ポンプ	モード4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長 および 計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード5にする。	56時間			
加圧器圧力計	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
蒸気発生器（広域）水位計 主蒸気圧力計 加圧器水位計	モード1, 2, 3および 4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
線源領域中性子束計	モード2 (P-6未満), 3および4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
1次冷却材圧力計（広域） 1次冷却材温度計（広域）（低温側）	モード3 および4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード5にする。	56時間			

※45：機能毎に個別の条件が適用される。

変更後

表33-7 中央制御室外原子炉停止装置

機能	適用モード	機能を		満足できない場合の措置※39		確認事項		
		条件		要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
ほう酸ポンプ	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合		A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長 および 計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合		B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード1, 2, 3および4	A. 機能の1つが動作不能である場合		A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長 および 計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合		B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
余熱除去ポンプ	モード4	A. 機能の1つが動作不能である場合		A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長 および 計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合		B. 1 当直長は、モード5にする。	56時間			
加圧器圧力計	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合		A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合		B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
蒸気発生器（広域）水位計 主蒸気圧力計 加圧器水位計	モード1, 2, 3および4	A. 機能の1つが動作不能である場合		A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合		B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
線源領域中性子束計	モード2（P-6未満）, 3および4	A. 機能の1つが動作不能である場合		A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合		B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
1次冷却材圧力計（広域） 1次冷却材温度計（広域）（低温側）	モード3 および4	A. 機能の1つが動作不能である場合		A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合		B. 1 当直長は、モード5にする。	56時間			

※39：機能毎に個別の条件が適用される。

備考

安全保護系ロジック盤取替に伴う変更（以下、本頁において同じ）

変更前

表33-8 燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装

機能	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 燃料取扱棟空気浄化系作動論理回路	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 ただし、照射終了後、所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	10日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
			B. 2系統が動作不能である場合 または 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台を運転状態とする。 または B. 2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。 <small>※46</small>	速やかに 速やかに			
2. 燃料落下検知	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 ただし、照射終了後、所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。	10日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長
			B. 2チャンネルが動作不能である場合 または 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台を運転状態とする。 または B. 2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。 <small>※46</small>	速やかに 速やかに			

※46：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

備考

表33-8 燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装

機能	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 燃料取扱棟空気浄化系作動論理回路	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 ただし、照射終了後、所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	10日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
			B. 2系統が動作不能である場合 または 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台を運転状態とする。 または B. 2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。 <small>※40</small>	速やかに 速やかに			
2. 燃料落下検知	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 ただし、照射終了後、所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。	10日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長
			B. 2チャンネルが動作不能である場合 または 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台を運転状態とする。 または B. 2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。 <small>※40</small>	速やかに 速やかに			

※40：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

安全保護系ロジック盤取替に伴う変更
(以下、本頁において同じ)

変更前	変更後	備考
(中略)	<p>(中略)</p> <p><u>附 則 (令和 年 月 日)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2 この規定施行の際、使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については、安全保護系ロジック盤取替工事の計画に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p>	附則の追加